

値上げ等の動きがあつたようでありま
す。この点につきましては、同僚小笠
原委員から國務大臣に對しまして、自
治庁長官に對しまして質問いたしまし
た實情に對して、はつきりと答弁をさ
れ、行政上の指導及び財政上の措置を
とることによつて、地方団体の固定資
産の負担が直接居住者に転嫁されない
言明をなさいましたので、この点は、
われわれは安堵をしてゐるわけであ
ります。しかし、そのこと自体が決して
いい税であるというふうに考へるわけ
にはいきませんし、これは、政府自
身もやはりそういうふうに考へられて
いるのであらうというふうに思つたので
あります。われわれとしては、まだ
地方税法の中におきましては、検討
しなければならぬ問題を多數持つて
おります。そのために、衆議院におき
ましては、地方税法の改正の社会党案
というものをだし、詳しくこれについ
て、委員会あるいは本會議等において
説明をいたしまして、われわれの立場
はこうであるというのを申し上げた
のであります。繰り返して申し上げま
せんけれども、立場はそういう立場で
ありますので、政府提案の地方税法の
一部改正案及び国有資産等所在市町村
交付金及び納付金に關する法律案に對
して、反対せざるを得ないのでありま
す。

以上申し上げまして、社会党の立場
から、二法案に對する反対の意思を表
明する次第であります。

○小林武治君 私は、この地方税法の
改正案並びに国有資産等所在市町村交
付金及び納付金に關する法律案に賛成
するものであります。その内容につ
きましては、必ずしも私も賛成を

表したい点があるのであります。特
に軽油の引取税等の新税は、いわば悪
税の一つとして、強くこれに反対した
のであります。すなわち、これが目的
的税としたために、消費税のような性
質を有する軽油についての差別課税と
いうことは、これは徴税上種々な混乱
を来たし、またわざわざ犯罪を作ると
いうふうな結果にまで相なつておるの
であります。かような税の仕方につ
いては、必ずしも賛成し得ないものが
あるのであります。すなわち、われわ
れの希望としては、これらにむしろ差
別を撤廃して、全面課税をすることに
よつて国税になおす。これによつて、
譲与税としてその目的を達することが
税の混乱を防ぐ道である。かような強
い希望を持つておるのであります。な
お、最近におきましては、自動車関
係につきましては、いろいろの税の負
担が過重になつてきておるのであり
まして、今回の軽油引取税が一キロ・
リットル六千円というふうな率はき
わめて過大である。こういうふうにか
えておるのであります。しかも、この
税率を定める過程におきましては、あ
るいは三千円といひ、あるいは四千
円といひ、いろいろの経過をたどつて
きておるのであります。このきめ方
自体についても、政府がかにかはつき
りした考へがなかつたかということ考
証しておるものであります。ま
た、この税の取扱いのための特別徴収
義務者になります軽油販売業者等に
おきまして、これらのために、みず
からそのいわば危地に臨まざるを得
ない、こういうふうな状態にあること
を聞きまして、きわめて遺憾に存す
るのであります。従ひまして私も

は、本案につきましては、この税率を
大幅に引き下げるといふふうな点につ
いての修正の意見を強く持つてきて
おつたのであります。また、遊興
飲食税の税率等につきましても、前回
のいきさつからいって、これらの据え
置きには必ずしも賛成ではない。さら
に、いわば本人の労力を中心とする低
額所得者の事業税が非常に権衡を欠い
ておる、これらにつきましても、この
際私どもは、何らかの処置をとるべき
である、こういう意見を堅持して参つ
たのであります。今日において
は、税法の成立がすでに一カ月を経過
しておるような状態でありまして、地
方団体においては、この早期成立を
非常に希望しておる、こういうふうな
地方の事情、その他の政治情勢等も勘
案をいたしまして、この際やむを得
ず、われわれの修正はこれをとりやめ
て、そして形の上で政府原案に賛成す
る、こういうことになつておるので
あります。この点につきましても
は、今私の述べたことを政府当局にお
いても十分つごんしやくを下さい
まして、次の機会においては、われわ
れの期待に沿ふようなものに改正を
していただきたい、またそういうよう
なことが政府みずからなされない場合
には、われわれ自身もこれをあえてす
ることを考へざるを得ないということ
を申し上げておきたいのであります。

以上申し上げておきました。私はこの
際本案に賛成いたすものであります。

○伊能芳雄君 私は、この法案が政府
の地方団体に財源を賦与する一連の間
題の重要な一環として、特に自主的財
源を与える措置として、全体としては
賛成いたすものでござります。こと

に、ただいま小林委員からも述べられ
ましたようないろいろな点はございま
すが、私も、そういうような点に
つきまして、相当満足し得ない面もご
ざいます。何と申しましても、非常
に成立が早くおつて参りまして、当院の
方の責任ではございませんが、
非常におくれておりますので、地方団
体側では、何としても早くこの法案の
成立を待つております。ただいまの立
場をいたしましては、巧遅よりもむしろ
拙速を尊ぶという見地から、この法
案に賛成するものでござりますが、こ
にこの二法案に對しまして、それぞ
れ付帯決議を付したいということをつ
け加えたいのであります。付帯決議
を、少し冗長になりますが、一応説
みますが、

地方税法の一部を改正する法
律案に對する附帯決議案
一、地方を通じ税制は累次の部分
的修正によつて不均衡の面を生じて
いる。政府は、これらの不均衡の是
正を含め根本的な租税体系を樹立す
べきであるが、就中次の各項につ
いては最近の機会においてこれを措置
すべきである。
右決議する。

記
一 事業税の種別について一層の均
衡を図ること。
例へば、大工、左官、板金工又
は植木職として行ふ事業、公衆浴
場業、写真業、注文洋服仕立業等
に従事する小額所得者の所得は勤
勞所得に近いものがあり、軽減の
措置を講ずること。
二 私鉄に對する事業税の課税標準
を是正すること。

三 昭和三十年年度以降新たに建設に
着手した水力発電所の大規模償却
資産の課税限度額については激変
緩和の経過的措置を講ずること。
四 軽油引取税については、税率の
軽減その他適切な措置を講ずること。
五 遊興飲食税については、税率、
徴収方法その他につき根本的な検
討を加へ適切な措置を講ずること。

国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に關する法律案に
對する附帯決議案
政府は本法施行に際して左の点に特
別の配慮を加ふべきである。
一、米國及び國際連合の軍隊が使用
する固定資産所在市町村並びに旧
軍港市等に對しては、特別交付金
交付等適切な方途を講ずること。
二、公営住宅については、交付金が
家賃に転嫁されないように努力す
ること。
右決議する。

以上の付帯決議案を付しまして賛成
の意を表します。

○委員長(松岡平市君) 他に御発言ご
ざいませぬか……。御発言がございま
せんから、討論は終局したものと認め
て、直ちに採決に入ります。

まず、地方税法の一部を改正する法
律案を問題に供します。本案を原案通
り可決することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 多數と認めま
す。よつて本案は、多數をもつて原案

通り可決すべきことに決定いたしました。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中、伊能君から提出されました地方税法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を問題に供します。本付帯決議案を委員会の付帯決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よって伊能君提出の付帯決議案は、多数をもって委員会の付帯決議とすることに決定いたしました。

次に、同じく討論中に伊能君より提出されました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案に対する付帯決議案を問題に供します。本付帯決議案を委員会の付帯決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よって伊能君提出の付帯決議案は、多数をもって委員会の付帯決議とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定されました両付帯決議案に対して、この際政府の所見を聴取いたします。

○國務大臣(太田正孝君) 本委員会における皆様方のお説及び今付帯決議に出されました点は、とくと尊重いたします。

まして、善処するつもりでございます。

○委員長(松岡平市君) なお、ただいま可決されました両案につきまして、本院規則第四百四条により、委員長の本会議における口頭報告の内容及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。よってさきより決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、兩案をそれぞれ可とされた方は、順次御署名をお願いします。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 小林 武治 | 小林 政夫 |
| 藤野 繁雄 | 安井 謙 |
| 田中 啓一 | 野田 俊作 |
| 後藤 文夫 | 佐野 廣 |
| 堀 末治 | 石村 幸作 |
| 伊能 芳雄 | 笹森 順造 |

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか……。御署名漏れはないと認めます。

本日は、これにて散会いたします。午前十一時四十一分散会

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(衆)

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十二」を「百分の二十七」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十五」を「百分の二十七」に改める。

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する諸願(第一二一九号)

日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する諸願

請願者 東京都大田区東蒲田四ノ三〇 原晋外九百八十名

紹介議員 平林 剛君

今次国会に提出されている国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案が成立施行されることになると、東京都住宅協会アパート(三十七団地四千六百六十戸)に居住している借家人にとつては、同法第十七条の適用により家賃に転嫁される公算が多くなり、総数一万五千六百名を数える居住者は非常な不安にかられているから、同法案中に「この法律は、十五坪未満の住宅については適用しない」旨の条項をそり入して、家賃が値上げとならないよう取り計らわれたいとの諸願。

第一二二〇号 昭和三十一年四月十日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する諸願

請願者 東京都大田区仲六郷三ノ二四 伊藤栄一外八百名

紹介議員 上條 愛一君
この諸願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二二二二号 昭和三十一年四月十日受理

五 岡田千代子外千八百名

紹介議員 戸叶 武君
この諸願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二二三号 昭和三十一年四月十日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する諸願

請願者 東京都大田区東蒲田四ノ三〇 高田光雄外九百名

紹介議員 荒木正三郎君
この諸願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二二三号 昭和三十一年四月十日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する諸願

請願者 東京都港区麻布本村町住宅一〇〇 岩淵英夫外千二百三名
紹介議員 堀 眞琴君
この諸願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二三〇号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都板橋区志村東京都住宅協会住宅一三〇号 水谷敏夫外八百八十五名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二三一号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都大田区石川町一七六 中川文雄外千六百十六名
紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二三二号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都大田区仲六郷三ノ二四仲六郷住宅五四三号 佐々木太郎外千十五名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二三三号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂一 黒河内俊夫外千四百四十七名

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。
紹介議員 松原 一彦君

第一二四二号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都品川区二葉町一ノ四〇八 二葉町住宅二二五号 上田泰弘外九百五十名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二四三号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区茗荷谷町五四 天野ナツミ外二千二百名
紹介議員 加藤シツエ君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二四八号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂一 黒河内俊夫外千四百四十七名

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。
紹介議員 松原 一彦君

第一二五四号 昭和三十一年四月十日受理
山形県山辺町の上水道施設工事費起債許可に関する請願

請願者 山形県東村山郡山辺町長 竹俣清市外一名
紹介議員 白井 勇君
山形県山辺町は、昭和二十九年十月一日旧山辺町、大寺村、中村、作谷沢村、相模村を合併して着々発展しつつあるが、旧山辺、大寺、相模地区は飲料水並びにかんがい用水に乏しい上に水質が不良であるため、新町建設計画に上水道施設の布設は最も緊急を要するものであるから、地方財政困難の折柄給工費六千万円の上水道施設財源獲得のため起債を許可せられたいとの請願。

第一二六三号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都渋谷区穂田二ノ二五 小川正蔵外八百五十四名
紹介議員 深川タマエ君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二七〇号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都板橋区志村二ノ

一三 水谷可津江外千四百名
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。
紹介議員 内村 清次君

第一二七二号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込一ノ九九 山鹿君子外千三百名
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二七二号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂町五三〇 細井璋子外千五百五十名
紹介議員 栗山 良夫君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二七三号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二〇 安西均外千三百五十名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。
第一二七四号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都品川区二葉町一ノ四〇八 二葉町住宅一三八号 永原昭太郎外千五百五十名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二七五号 昭和三十一年四月十日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二〇 黒河内節子外千七百七十名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一二七六号 昭和三十一年四月十日受理
地方自治法第二百三十三条等改正に関する請願

請願者 東京都千代田区水田町二ノ一四社団法人日本林業協会長 大村清一
紹介議員 三浦 辰雄君
地方公共団体の所有地に地上権又は契約によつて造林を行つては、森林経営者のその土地を使用する権利は、地方自治法第二百三十三条第二項並びに同法附則第三条により、昭和三十三年七月

地方公共団体の所有地に地上権又は契約によつて造林を行つては、森林経営者のその土地を使用する権利は、地方自治法第二百三十三条第二項並びに同法附則第三条により、昭和三十三年七月

末日をもつてその効力を失うことにな
るが、もしこれがそのまま適用された
場合は当該森林経営者がしん大な損害
を被むるばかりでなく、重要な国策で
ある造林政策を阻害することになるの
は必然である。なお、所有者の地方公
共団体が処分を将来に延期した場合
も、この間の借地林業経営は常に不安
な状態に置かれ、造林意欲は減退し、
到底森林法の目的を達成することはお
ぼつかないところであるから、地方自
治法附則第三条に規定する地方公共団
体の財産の使用の許可で造林の用に供
することを目的とする土地に係るもの
は、同項の規定にかかわらず、同項の
期間内に同項に規定する必要な同意を
得ないでも現に当該土地の上にある造
林に係る林木の主伐の完了の日までな
おその効力を有するものとするよう同
法を改正せられたいとの請願。

第一二八〇号 昭和三十一年四月十

六日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付
金に関する法律案反対に関する請願

請願者 東京都墨田区横川橋都

営横川橋アパート内

平沢順一郎外三百二十

名

紹介議員 小笠原二三男君

聞くところによると、政府は市町村財
政建直しの一助として、公営住宅使用
料に固定資産税相当額を加算徴収する
目的をもつて、国有資産等所在市町村
交付金及び納付金に関する法律案を今
国会に上程し、目下審議中の由である
が、本法律案は公営住宅建設の根本精
神にもとり、かつ居住者の生計にじん
大なる影響をおよぼすものであつて到

底公営住宅居住者の甘受し得ないもの
であるから、かかる法律案に対しては
反対であるとの請願。

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局